第

2442

号

REÂDAS U-ダアスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2003年)平成15年12月17日 水曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## ◇ 相続税の連帯納付義務

A: あなたには相続税の連帯納付義務がありますので、あなたが相続によって受けた利益の価額を限度として納付しなければなりません。

## 【解説】

相続税は、相続によって財産を取得した者に対し、その相続人が取得した財産についの課される税です。しかし、一方で被相続人の財産に対して課せられるもいう考え方もあり、同一の被相続人から相続により財産を取得した数の相続人のうち誰かが相続を納付した場合には、その者以外の相続として、初付しなければならないとする連帯納付をかった場合によって受けた利益の価額を限度という。したが利益の相続によって受けた利益の価額を限度として、兄弟の一人が納付しなかった相続税を納付する義務があります。

遺産分割の際には、このような連帯納付義 務があることも考慮して慎重に行う必要があ るでしょう。







